



発行 山梨県射撃場協会
事務局 甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県警察本部生活安全企画課内
電話 (055) 221-0110

射撃練習が 狩猟事故を防ぐ！

●平成二十七年中に全国で猟銃等による人の死傷を伴う事故は十六件発生し、十人が死亡、六人が負傷しています。

全国の猟銃等による事故の発生状況は次表のとおりです。

猟銃等を使用した事件や事故を起こさないためにも、日頃から、射撃場に足を運び、銃を使用するための正しい安全知識の習得やマナーの向上、そして射撃技能の向上に努めてください。

銃砲刀剣類所持等取締法や火薬類取締法等関係法令の習得に心掛けるとともに、猟銃・空気銃の所持者に課せられた社会的責任を一時も忘れないようにしましょう。

猟銃等による
事故の発生状況

		H25	H26	H27
発生 件数	総数	34	28	16
	猟場	25	19	8
	射撃場	0	0	1
死 者数	その他	9	9	7
	事故	6	5	2
	自殺	9	8	8
負傷者数		19	16	6

山梨県射撃場協会スローガン

- 一 銃砲、火薬の事故をなくそう。
- 一 銃砲、火薬の保管を厳重にしよう。
- 一 銃砲技術のマナーの向上を図ろう。
- 一 凶器の3ない
置かない
持たせない
運動を推進しよう。

帳簿の記載は確実に！

●平成二十一年の銃刀法の改正により、猟銃の所持許可を受けた者は、実包の管理状況を記録する帳簿を備えておかなければならず、最終の記載した日から三年間保存しなければなりません。

※銃砲及び実包の保管状況調査などで警察官に提示を求められた場合に帳簿が備えていない場合や記載がない場合は、猟銃の所持許可を取消されることがあります。

帳簿の記載事項

	記載しなければならない事項		
	実包の	行為の	相手方の
①製造	種類・数量	年月日	—
②譲渡し	種類・数量	年月日	住所・氏名
③譲受け	種類・数量	年月日	住所・氏名
④交付し	種類・数量	年月日	住所・氏名
⑤交付され	種類・数量	年月日	住所・氏名
⑥消費	種類・数量	年月日	場所
⑦廃棄	種類・数量	年月日	—

下部射撃場「よひんぐ」！

下部射撃場は昭和四十九年に開設されました。開設当時は銃の所持者は現在の三倍以上あったと思います。

下部射撃場開設直後に石油ショックがあり、クレリーの供給もままならない状況が続く大会でたくさんのクレリーが使われると次の営業ができない程の極端な時期がありました。小林保男社長と二人でクレリー製造所へ行ってクレリーができて直ぐに運搬し、ようやく大会ができた事もありました。

この様な状況から、小林社長が桐クレリー工業を設立してクレリーの製造を始めました。同社のクレリーは現在も大月クレリー射撃場、富士五湖ライフル及びクレリー射撃倶楽部、都留市鹿留射撃場の県内射撃場をはじめ関東各地の射撃場へ販売を行っています。当初から小林社長や歴代工場長がクレリー原料や形状など数々の研究、改良などを行い日本一の割れと飛行の良い(射手に気持ちいい)クレリーと評価されています。

昭和五十四年の銃砲刀剣類所持等取締法の改正では、教習射撃制度が追加されました。この制度は、猟銃を使用した事故を減らすためには、猟銃を所持しようとする者に対して、射撃場で射撃の基本を教習する必要があります。これはこの射撃教習のルーツは山梨県公安委員会が実施した実包射撃訓練でした。これは初心者狩猟者をおこなう前に必ず射撃場で指導員について射撃を行い、この証明で初めて所持銃に狩猟目的の用途追加ができるというものでした。初年度は五十発、翌年五十発×二回になったところで、警察庁がこの方法を称賛し、直ちに立法化され教習射撃制度となりました。

現在も山梨県警察の銃砲行政は、全国でも高いレベルと評価され、新銃刀法においても山梨の方式を取り入れたと思われるものもいくつかあります。

技能講習制度が始まってから既に六年以上経過しましたが、「所持してから射撃をあまりしたことがない」、「射撃場を知らない」、「射撃教習後射撃した事がない」といった何年も射撃練習をした事がない所持者が多くいました。

猟銃による事故防止のため、積極的に技能講習を受講しましょう。技能講習の受講申し込みをした後でも射撃練習を行っていただければ、技能講習会での審査も決して難しくはないでしょう。

平成二十七年には、埼玉の射撃場において、暴発による死亡事故も発生しています。この事故は、射撃を終えた後に銃架に猟銃を立て掛けた時に銃が暴発して起きてしまった事故です。射撃が終わった後、きちんと脱包していなかったのが原因です。射撃場において、きちんと銃の安全な取扱いを身につけていれば防げた事故です。

銃は使い方を間違えると非常に危険な物ですが、正しいマナーや取扱いを身につけていけば、事故は起きません。銃の所持者として積極的に射撃練習を行い、より安全な操作を身につけていただきたいと思います。

銃の取扱い、保管方法、技能講習等に関するご質問があれば遠慮なく県下各射撃場へご連絡してください。

下部射撃場
教習指導員 土橋 信

◇ 山梨県公安委員会指定射撃場 ◇

射撃場名	所在地・連絡先	使用できる銃種及び実包	営業期日	教習射撃	練習射撃	3～7号の 残火薬消費	フィールド トラップ
下部射撃場	南巨摩郡身延町車田 490 TEL (0556) 37-0626 夜間 (0556) 37-0217	トラップ (7.5号以下) スキート (9号以下)	AM 9:00～PM 5:00 定休日 (水曜日)	散弾銃	○	○	○
都留市鹿留射撃場	都留市鹿留 3101 TEL (0554) 43-1816 夜間 (0554) 43-2818	トラップ (7.5号以下) スキート (9号以下) ライフル (10.5ミリ以下) ライフルスラグ12番口径以下	AM 9:00～PM 5:00 定休日 (火曜日)	散弾銃 ライフル銃	○	○	○
富士五湖ライフル及び クレー射撃倶楽部	南都留郡忍野村忍草 2761-1 TEL (0555) 23-8666 夜間 (0555) 22-3346	トラップ (7.5号以下) スキート (9号以下) ライフル (10.5ミリ以下) ライフルスラグ12番口径以下	2月末日～11月15日 PM 1:00～PM 6:00 定休日 (火曜日)	散弾銃 ライフル銃	○	○	○
大月クレー射撃場	大月市猿橋町猿橋 1022 TEL (0554) 22-5023 夜間 (0554) 22-0544	トラップ (7.5号以下) スキート (9号以下)	AM 9:00～PM 5:00 定休日 (月曜日)	散弾銃	○	○	○
県立八代射撃場	笛吹市八代町竹居 5737 TEL (055) 265-3051	ライフル (5.6ミリ以下) 空気銃 (5.5ミリ以下) 空気拳銃 (4.5ミリ以下)	AM 9:00～PM 5:00 定休日 (月曜日) (定休日が祝祭日の場合は、 その翌日)	—	—	—	—

◇ 県下銃砲・火薬店一覧 ◇

管轄署	屋号 / 氏名	住所・連絡先
甲府府	小坂武銃砲火薬店 小坂 武	甲府市城東一丁目 15-22 TEL (055)233-7403
	小坂文平銃砲火薬店 小坂 文平	甲府市城東五丁目 6-11 TEL (055)233-6400
	ヒーローズインク 米山 博	甲府市塩部三丁目 2-2 TEL (055)234-5000
南甲府	小坂和雄銃砲火薬店 小坂 和雄	甲府市湯田二丁目 2-20 TEL (055)233-3018
韮崎	SAWA エンタープライズ 山田 揚一	甲斐市下今井 2587-1 TEL (0551)45-8899
鯉沢	井上銃砲火薬店 井上 晋也	南巨摩郡富士川町鯉沢 1594 TEL (0556)22-0006

管轄署	屋号 / 氏名	住所・連絡先
鯉沢	★土橋火薬銃砲店 土橋 信	西八代郡市川三郷町市川大門 1301 TEL (055)272-0057
南部	★横山銃砲火薬店 横山 和史	南巨摩郡南部町南部 8255 TEL (0556)64-3211
日下部	(有)天野書店銃砲部 小菅 太朗	山梨市小原西 722 TEL (0553)22-1441
富士吉田	★渡辺銃砲火薬店 渡辺 晃 崇	富士吉田市富士見三丁目 2番 7号 TEL (0555)22-0127
	富士五湖装弾販売店 倉沢 久幸	南都留郡忍野村忍草 2761-1 TEL (0555)23-8666
大月	中西火薬店 中西 久文	大月市猿橋町猿橋 705 TEL (0554)22-0544

★印は、猟銃等保管業者

◇ 山梨県射撃指導員一覧 ◇

管轄警察署	氏名
甲府署	(甲府市) 小坂 武 土屋清博 山田 充
南甲府署	(甲府市) 遠藤 清 河野光男 中山富士雄 藤巻光美 米山睦雄 (中央市) 内藤 治
南アルプス署	(南アルプス市) 金子 博 入倉徳雄 土橋 忠
韮崎署	(韮崎市) 小野修一 (甲斐市) 小川孝一 山田揚一
北杜署	(北杜市) 今井健二郎
鯉沢署	(富士川町) 井上 晋也 (市川三郷町) 土橋 信
南部署	(南部町) 杉山好史 (身延町) 小林保男
日下部署	(甲州市) 依田忠紀 齊藤一幸 川口利彦
富士吉田署	(富士吉田市) 倉沢久夫 桜井富佐雄 杉沢昭広 渡辺晃崇 渡辺新一郎 佐藤若夫 (山中湖村) 天野泰孝 森屋文男 天野喜重 (富士河口湖町) 澤登忠春 外川喜彦 (鳴沢村)
大月署	(大月市) 関戸良一 長田久雄 中野清征 宮脇博文 古家義盛 相馬玉夫 (都留市) 三枝和成 三枝鉄夫
上野原署	(上野原市) 清水幹夫 秦 弘